

第5章 生活排水処理基本計画

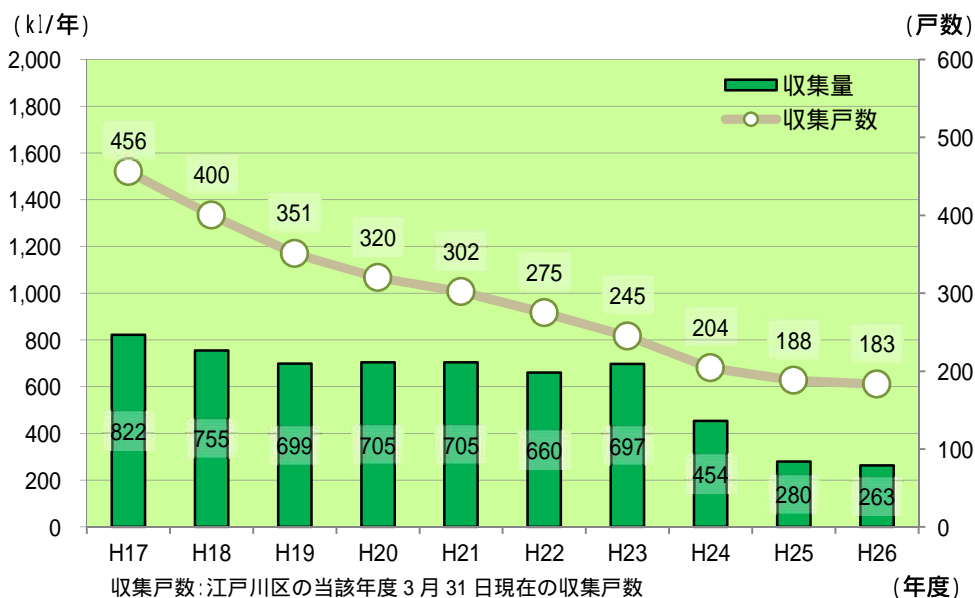
1 現状

(1) くみ取りし尿

し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理しています。しかし、やむを得ない事情により水洗化できないものについては、区が収集を行っています。江戸川区内の収集戸数は平成27年4月1日現在183戸で、毎年収集量とともに減少する傾向にあります。事業全体の効率化のため、当区のほか、収集戸数が少ない江東区の収集を小松川清掃分室が行っています。

収集されたし尿は、品川区にある下水道放流施設（品川清掃作業所）に運搬されます。下水道放流施設では、しさ*^{2.2}などの不純物を取り除き、ばっき*^{2.3}を行ったうえで、下水道放流基準を満たす状態に希釈し、放流しています。下水道放流施設は、平成12年4月1日から東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営しています。

図5-1 し尿収集量および戸数の推移



* 2.2 しさ

収集し尿に混入しているプラスチックや繊維類などのことです。

* 2.3 ばっき

微生物による汚れの分解を促すため、し尿の中に空気を送り込むことです。

図 5 - 2 し尿などの処理の流れ

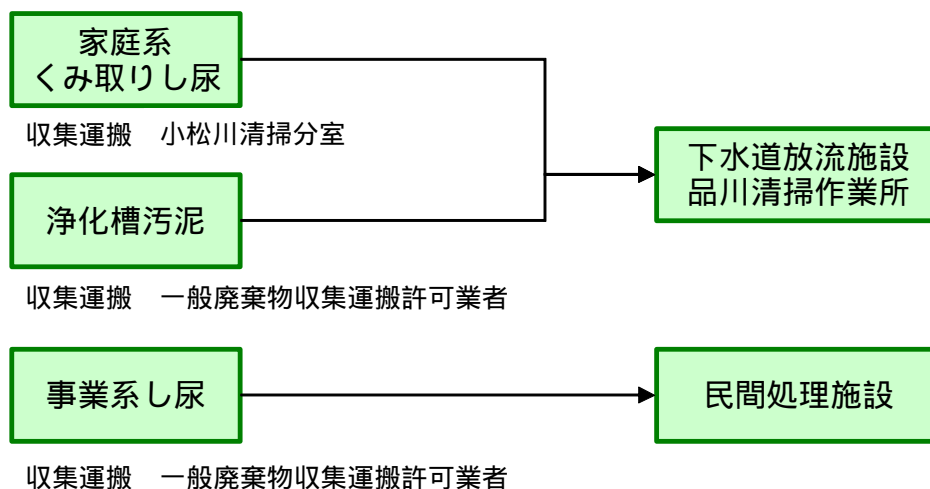


表 5 - 1 東京二十三区清掃一部事務組合が行う事務

処分計画の策定 収集・中継・持込のし尿などの区分ごとの搬入量、下水道放流・し さおよび処理残さの焼却、沈砂の埋立の処分など 処分計画の変更（事故時などにおける搬入調整） 処分作業に要する設備・機材などの契約・工事に関すること 処分作業に要する予算に関すること 下水道局、持込業者などとの連絡調整

（2）浄化槽など

江戸川区内の浄化槽の設置状況については、浄化槽管理情報と実態に乖離が生じたため、平成 21 年度に浄化槽実態調査を行い、そのことに基づいて現在の浄化槽設置状況を確認しています。

なお、事業活動にともなって排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」および「仮設便所のし尿」については、事業者の自己処理責任に基づき事業者が処理を行います。

表 5 - 2 浄化槽設置基数の推移

	（年度）									
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
浄化槽設置基数(基)	1,654	1,653	1,651	1,534	288	225	200	196	190	187

各年度 3 月 31 日現在

2 今後の方針と具体的施策

下水道普及地域において、し尿を含む生活排水は、公共下水道によって処理できるように取り組んでいきます。下水道に接続していない場所においては、当面可能な限り生活排水の合併処理化を図り、汚濁負荷量の削減を図ります。

残存する一般家庭のくみ取りし尿については、より効率的な収集運搬体制を検討し、区が収集運搬を行い清掃一部事務組合が処分を継続して行います。

なお、江東区のし尿の収集についても、引き続き江戸川区が委託を受けて実施します。

浄化槽については、その機能を維持するためには、定期的な清掃、保守点検などが必要であり、浄化槽管理者に対しては、その責務について周知します。また、不適正な管理者には、個別に指導を行います。

図5 - 3 し尿計画収集量

